

年金あれこれ

～国民年金保険料控除証明書の送付～

年末調整や確定申告には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を

平成29年中に国民年金保険料を納付された方には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月または翌年2月に日本年金機構から送付されます。国民年金保険料は、所得税や町道民税に対する社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

被保険者氏名 姓 名

平成29年中(1月1日から10月2日までに納付していた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証明日 平成29年10月3日
 歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 印

平成29年中の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額
②支払額	10月3日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額
③合計額	①納付済額+②支払額 (②支払額がある場合に表示)

納付状況の内訳

年	納付対象月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

●「済」は平成29年中に納付された月を、「見」は平成29年中に納付が見込まれる月を示しています。
 ●1月分保険料(口座振替の早期の方は12月分保険料)は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。
 ◎社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ
 ●③合計額欄に記載がある方は、「③合計額」欄の額を、記載がない方は、「①納付済額」欄の額を申告してください。
 ●10月3日から12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の徴収記録を添付等して申告してください。

年末調整・確定申告まで大切に保管を！

翌年2月に送付される方の途中から国民年金に加入した場合など、10月3日以降に今年初めて保険料を納付した方への送付は、翌年2月になります。

■お問い合わせ：ねんきん加入者ダイヤル TEL 0570-003-004 (ナビダイヤル)
 受付時間 月～金曜日 ●午前8時30分～午後7時 ●第2土曜日 午前9時～午後5時
 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日まではご利用いただけません

これからの家庭教育

～甘やかしてはいけない～

現代は子どもの数が減っていることもあり、昔よりも子ども一人ひとりがとても『大切に』されています。親としては子どもが成長し、活躍してくれることを願うばかりですが、優しくし過ぎて「こんなに甘えさせてばかりで自立できるのだろうか」と思うこともあるのではないのでしょうか。

安心して下さい。かなしいことに、子どもは親の意思とは無関係に自立していきます。子どもは好奇心旺盛で、危ないこともたくさんします。そして転んでケガをして泣くこともあるでしょう。そんな時はいっぱい甘えさせてあげてください。そうすることで子どもの中に、「自分は大切にされている」といった自尊感情が育ちます。また、いろいろな挑戦で得た痛みが大切な経験になります。

しかし、その反対に決してやってはいけないのが『甘やかす』ことです。残念ながら現代はこの甘やかしが少し多いのかもしれませんが、発達段階にもよりますが、例えば、はさみで工作を作りたい子どもに、「はさみは危険だから使ってはダメ」といって危険から隔離する行為は甘やかしです。

もしかしたら、指に当たってケガをするかもしれない。お気に入りの服を紙と一緒に切ってしまうかもしれない。心配ごとを挙げればキリがありませんが、そんなことは、子どもが体験を通して成長できず、自立できない大人になってしまうことに比べれば、ささいな問題ではないのでしょうか。

それでも心配が尽きない方は、させない理由を探すのではなく、するためにはどうしたらよいかを子どもと一緒に考えてはいかがでしょうか。

